# 1. 理事会内規

改正案	現行	改正理由補足等	
(目的)	(目的)	1	
第 1 条 この内規は、 <u>一般社団法人</u> 日本ネットワークインフォメーションセンター(以下	第 1 条 この内規は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下	・法人名称の変更	
「JPNIC」という) 定款 <u>第 47 条</u> の規定に基づき、理事会の運営に関する必要な事項を定め	「JPNIC」という) 定款第 50 条の規定に基づき、理事会の運営に関する 必要な事項を定	・参照条文(定款)の変更	
ることを目的とする。	めることを目的とする。		
(理事の職務権限分掌)			
第2条 理事会は、この内規に定めるほか、別に定める「理事職務権限分掌規程」の定めると	【新禮】	TOTAL AND THE TOTAL IV	
ころにより、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事(以下、併せて「理事長等」という)	<b>↓</b> 材  <b>応』</b>	・職務権限の明確化	
の職務権限を定め、その責任と権限を明確化する。			
_(理事長等の職務遂行)_			
第3条業務執行に関する職務の委嘱を受けた理事は、法令・定款及び本法人の定めた諸規程	【新霞】		
を遵守するとともに、善良な管理者の注意義務及び忠実義務を守るなど誠実に職務を遂行す	VUBA.		
<u> </u>			
(執行理事会の設置)	(執行理事会の設置)		
第4条 理事会は、この内規に定めるほか、別に定める「執行理事会規程」の定めるところに	第2条 理事会は、この内規に定めるほか、別に定める「執行理事会規程」の定		
より執行理事会を設置する。 	めるところにより執行理事会を設置する。 		
(執行理事会の目的)			
第5条執行理事会は、理事長等が職務を遂行するにあたって、各理事が適正な判断を行うと	新設	・設置の目的を明記	
ともに、理事会が本法人の目的達成のための方針・戦略・企画などを意思決定するのに資す			
<u>るための審議を行うことを目的とする。</u>	(地) (本) (本)		
	(執行理事会の構成) 第3条 執行理事会は、理事長、副理事長、第8条に定める分野担当理事で業務		
	新る未 新り埋事式は、埋事文、前埋事文、第 0 末にためる力野担当性事 (未労 執行に直接責任を持つ理事のうち理事会が選任する理事、およびその他理事会が		
【削除】	要任する理事(以下「執行理事」という)で構成する。	・執行理事会規程で規定	
[Valica]	2 執行理事の人数は、6名以上8名以下とする。	が同年事芸が住くがた	
	3 執行理事が、理事の地位を喪失した場合には、執行理事の地位も当然に失う		
	ものとする。		
	第4条 執行理事は、執行理事会の決定に基づき、以下の業務の執行の権限と		
	責任を理事長とともに分担する。		
	(1) 予算および事業計画の範囲内での業務の執行		
	(2) 予算案および事業計画案の検討ならびに理事会への提案		
	(3) 会員の入会審査		
	(4) 会費納入遅延会員に対する対処		
	(5) 事務局の組織および運営ならびに職員に関する以下の各種の規程等		
	の作成および改定		
	(ア) 事務処理規則		
	(イ) 就業規則		
	(ウ) 職員給与規程		
	(工) 旅費支給規程		
【削除】	(才) 慶弔見舞金支給規程	・執行理事会の権能変更	
	(カ) その他の必要な規程		
	(6) 理事会で決議された JPNIC の事業に関する基本方針に基づく各種の規		
	則等の作成および改定(ただし、理事会が特に規則等の作成および		
	改定についての権限を留保した場合には、規則等の試案の作成およ		
	び改定に限る)		
	(7) JPNIC の中長期事業計画の検討		
	(8) 各々の事業分野における具体的方針のレビューと施策の推進		
	<ul><li>(9) JPNIC の事務局運営に関する事項の決定</li><li>(10) スの体理事へなど要しませた事項</li></ul>		
	(10) その他理事会が必要と認めた事項		
	2 執行理事会は、前項各号の事項を行うために一般からの意見募集を実施する		
	ことができる。 3 執行理事会は、第1項各号の事項につき、その審議状況を適宜、理事会に報		
	3 教行理事会は、第1項合分の事項につき、その指摘収別を適宜、理事会に報告しなければならない。		
(人事委員会の設置)	<b>  </b>		
(八事委員会の歌直) 第6条 理事会は、この内規に定めるほか、別に定める「人事委員会規程」の定めるところに	(八事安貞云い]な直) 第5条 理事会は、人事委員会を設置する。		
より人事委員会を設置する。	///・/ハイエアAIM / ハナスダムで以降 / 『VO	・人事委員会規程 制定	
STATE OF THE PROPERTY OF THE P			

	(人事委員会の構成)		
【削除】	第6条 人事委員会は、執行理事および監事1名をもって構成する。		
	2 前項の監事は、理事会が選任する。		
第7条 人事委員会は、次の事項について審議することを目的とする。			
(1) 事務局職員の採用に関する事項	<b>【新</b> 設】	・設置の目的を明記	
(2) 事務局職員の賞罰に関する事項	MAI		
(3) 事務局職員の勤務評価及び給与等に関する事項			
(J) 予治が内閣(良い)対抗が正則人(い相)・子(に)人が、(ジャンス	(人事委員会の権能)		
<b>[</b> 34HK△ <b>1</b>	第7条 人事委員会は、次の事項について決定する。	・人事委員会規程 で	
【削除】	(1) 事務局職員の採用に関する事項	規定	
	(2) 事務局職員の賞罰に関する事項		
	(3) 事務局職員の勤務評価および給与等に関する事項		
	(分野担当理事の設置)	・一般法人移行に伴い	
【削除】	第8条 理事会は、事業の遂行上、特に必要と認める各事業分野について、分野	廃止	
	担当理事を設置する。		
	(分野担当理事の選任方法)		
【削除】	第9条 分野担当理事は、理事会において理事の中から互選する。	・一般法人移行に伴い	
₹1-1 iStyl	2 分野担当理事が理事の任期満了以外の事由により欠けた場合には、理事会は	廃止	
	速やかに新たな分野担当理事を選任するものとする。		
	(分野担当理事の権能および責務)		
	第10条 分野担当理事は、担当する特定の分野の活動を充実させ、活発にする企画		
	を立案、施策を推進し、理事会に対してその成果を報告し、また今後の課題を提言する。		
[Marina]	2 分野担当理事は、執行理事会へ提言する企画案の予算措置等に関し、執行理事会の承認	・一般法人移行に伴い	
【削除】	を得なければならない。	廃止	
	3 分野担当理事は、この内規および別に定める「検討委員会規程」その他関係する		
	規程の定めるところに従い、理事会の承認を得て、検討委員会を設置することがで		
	きる。		
	(評議委員会の設置)		
第8条 理事会は、この内規に定めるほか、別に定める「評議委員会規程」の定めるところに	第11条 理事会は、この内規に定めるほか、別に定める「評議委員会規程」の		
より評議委員会を設置することができる。	定めるところにより評議委員会を設置する。	・必置ではない	
O THIRD YALLING DEED TO THE TENT OF THE TE	2 評議委員会は、インターネットの発展という観点から JPNIC の事業に関し理	・運用等は評議委員会	
	事会に提言することを目的とする。	規程で規定	
	3 評議委員会の提言は、理事会に対する勧告的意見として効力を有する。		
  評議委員会の目的	3 印献安良ないた日は、注手なに入りる例目印念力にして分別を行うる。		
第9条 評議委員会は、インターネットの発展という観点から JPNIC の事業に関し理事会に	【新霞】	・設置の目的を明記	
	[**/IRX]	・双国のフロロリを切出	
提言することを目的とする。	(江本土口人の神下)		
	(評議委員会の構成)		
Polar A. I.	第12条 評議委員会は、理事長、副理事長、ならびに別に定める「評議委員会	Trever E A Inch aller	
【削除】	規程」の定めるところにより理事会が委嘱する委員で構成する。	・評議委員会規程で規定	
	2 評議委員は、理事長、副理事長および前項で理事会が委嘱する委員をいう。		
	3 理事長は必要に応じ理事の出席を求めることができる。		
(検討委員会の設置)	(検討委員会の設置等)		
第10条 理事会は、この内規に定めるほか、別に定める「検討委員会規程」の定めるところ	第13条 分野担当理事は、第10条第3項の定めるところに従い、検討委員会を		
により検討委員会を設置することができる。	設置することができる。この場合、当該分野担当理事は、当該検討委員会にお	・運用等は検討委員会	
	いて必要となる人的および予算的措置の確保に関し、執行理事会の承認を得な	規程で規定	
	ければならない。	/901-E /9UVL	
	2 検討委員会は、特に存続期間の定めがある場合を除いて、当該検討委員会を		
	設置した分野担当理事の任期の満了により解散する。		
	(検討委員会の構成)		
【削除】	第14条 検討委員会は、理事会において選任される委員で構成する。	・検討委員会規程で規定	
	(4公司子旦人小松州), 丰林		
	(検討委員会の権能と責務)		
	第15条 理事会は、JPNIC の事業に関連するテーマを定めて、検討委員会に対し、		
	検討を依頼することができる。		
	2 執行理事会は、検討委員会が前項の依頼事項を検討するに際し、その基準と		
【削除】	なる検討手順、検討方法、結果の報告方法、期限などを定めることができる。	・検討委員会規程で規定	
	3 検討委員会は、第1項の依頼事項を行うために一般からの意見募集を実施す		
	ることができる。		
	4 検討委員会は、検討結果が出た場合は、理事会に対しその結果を報告しなけ		
	ればならない。		
	2		

	5 検討委員会は、理事会から請求がある場合には、その検討状況等を報告しなければならない。	
(検討委員会の目的)		
第11条 検討委員会は、本法人の業務執行に係る特定の分野に関する検討を行い、理事会又	新設	・設置の目的を明記
は当該分野を担当する理事長等への提言を行うことを目的とする。		
(その他委員会の設置)		
第12条 この法人の運営上必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置することが		<ul><li>・旧定款36条で設置が</li></ul>
<u>できる。</u>	新設	出来た委員会の設置
2 委員会の組織、委員の選出方法その他の運営に関する必要な事項は、 理事会の決議を経		を規定
て別に定める。		
(理事会の決議方法―特則)	(理事会の決議方法-特則)	
第13条 定款第33条の規定に基づき、理事が理事会の決議の目的である事項について提案を	第16条 理事会は、定められたメーリングリスト宛の電子メールによって議決	
<u>した場合において、当該提案につき</u> 定められたメーリングリスト宛の電子メールによって <u>理</u>	を行うことができる。	
事(当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く。)の全員が同意の意思表示をした	2 理事会が、電子メールによる議決を行う場合、その議決方法は、議長が、投	・法定(法人法 <b>95</b> 条)。
ときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該	票期間および議事を明示したうえで、電子メールによる投票開始宣言を行い、	・"決議"に用語統一
提案について異議を述べたときは、この限りではない。	理事の過半数の賛成をもって決する方法による。投票期間中に過半数に達し	
2 理事会が、前項の定めにより電子メールによる決議を行う場合、その決議方法は、議長が、	ない議案は廃案となる。	
投票期間及び議事を明示したうえで、電子メールによる投票開始宣言を行うものとする。		
(雇用)	(顧問)	
第14条 理事会は、顧問をおくことができる。	第17条 理事会は、顧問をおくことができる。	
2 理事会は、顧問に対し、適宜、意見を求めることができる。理事会が特に理事会への出席	2 理事会は、顧問に対し、適宜、意見を求めることができる。理事会が特に理	
を求めた場合には、顧問は、理事会に出席しなければならない。	事会への出席を求めた場合には、顧問は、理事会に出席しなければならない。	
(規程の変更)	(規定の変更)	
第15条 この内規の変更は、理事会の <u>決議</u> を経て行う。	第18条 この内規の変更は、理事会の議決を経て行う。	・"決議"に用語統一
附則	附則	
1 この内規は、2000年5月12日から施行する。	1 この内規は、2000年5月12日から施行する。	
2 2001 年 5 月 30 日付の改定に伴い、2001 年 5 月 29 日をもって運営委員会規程と運営委員	2 2001年5月30日付の改定に伴い、2001年5月29日をもって運営委員会規程	
会内規は廃止する。	と運 営委員会内規は廃止する。	
3 2002年5月23日付の改定は、2002年5月23日から施行する。	3 2002年5月23日付の改定は、2002年5月23日から施行する。	
4 2002年5月23日付の改定に伴い、2002年5月22日をもってドメイン名に関する審査	4 2002年5月23日付の改定に伴い、2002年5月22日をもってドメイン名に関する 審	
小委員会規程は廃止する。	査小委員会規程は廃止する。	
5 2004年6月18日付の改定は、2004年6月18日から施行する。	5 2004年6月18日付の改定は、2004年6月18日から施行する。	
6 2013年4月1日付の改正は、2013年4月1日から施行する。		

## 2. 執行理事会規程

2. 新月 <del>理事去</del> 规程 <b>改正案</b>	現行	改正理由補足等	
(目的)	(目的)	・汁・肉・砂・ボー	
第1条 この規程は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター理事会内規	第1条 この規程は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター理事会内規第	・法人名称の変更	
第4条に基づき設置する執行理事会の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。	2条に基づき設置する執行理事会の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。	・参照条文の変更	
(執行理事会の構成)			
第2条 執行理事会は、理事長及び副理事長、並びに専務理事及び常務理事のうち執行理事と			
して理事会で選定する理事(以下、併せて「執行理事」という)で構成する。	新設	・旧理事会内規第9条	
2 執行理事会の定員は、3名以上8名以下とする。			
3 執行理事が、理事の地位を喪失した場合には、執行理事の地位も当然に失うものとする。			
(執行理事会の権能)			
第3条 執行理事会は、別に定める「理事職務権限分掌規程」別表の定めに基づき理事長及び			
副理事長(代表理事)、並びに専務理事及び常務理事(業務執行理事)が分掌する業務で、執行理			
事会へ付議すべきとされた事案につき、決裁前に合議し、第6条の定めにより決議する。	•		
2 決裁権者は前項の決議を尊重するものとする。	[新霞]	・権能を明記	
3 執行理事会は、第1項の事項を行うために一般からの意見募集を実施することができる。			
4 執行理事会は、第1項の合議の内容につき、その審議状況を適宜、理事会に報告しなけれ			
ばならない。			
(執行理事会の開催等)	(執行理事会の開催等)		
第4条 執行理事会は、原則として毎週1回開催するものとする。	第2条 執行理事会は、原則として毎週1回開催するものとする。		
2 理事長は、執行理事会を招集する。	2 理事長は、執行理事会を招集する。		
3 執行理事会を開催するには、執行理事のほか、執行理事以外の理事及び監事、並びに事務	3 執行理事会を開催するには、執行理事のほか、執行理事以外の理事および監事、ならび		
局長に対し、事前に書面、電子メールその他適切な手段で通知しなければならない。	に事務局長に対し、事前に書面、電子メールその他適切な手段で 通知しなければならない。		
4 執行理事会の議長は、理事長が務める。但し、理事長に差し支えあるときは出席の執行理	4 執行理事会の議長は、理事長が務める。但し、理事長に差し支えあるときは出席の執行		
事から互選するものとする。	理事から互選するものとする。		
5 執行理事会は、定められたメーリングリスト宛ての電子メールによって、第6条第2項の	5 執行理事会は、定められたメーリングリスト宛ての電子メールによって議決を行うこと		
定める方法により決議を行うことができる。	ができる。		
(定足数)			
第5条 執行理事会は、執行理事の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができな	第3条 執行理事会は、執行理事の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができ		
V <sub>2</sub>	ない。		
(執行理事会の決議)			
第6条 執行理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の	第4条 執行理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長		
決するところによる。	の決するところによる。		
2 執行理事会が電子メールによる決議を行う場合、決議方法は、議案を提出する執行理事が	2 執行理事会が電子メールによる議決を行う場合、議決方法は、議案を提出する執行理事		
投票期間及び議事を明示したうえで電子メールによる投票開始宣言を行い、執行理事の過半	が投票期間および議事を明示したうえで電子メールによる投票開始宣言を行い、執行理事の	・"決議"に用語統一	
数の賛成をもって決する方法による。投票期間中に過半数に達しない議事は廃案となる。電	過半数の賛成をもって決する方法による。投票期間中に過半数に達しない議事は廃案とな		
子メールによる決議を行う場合の投票期間は3日以上2週間以内とする。	る。電子メールによる議決を行う場合の投票期間は3日以上2週間以内とする。		
17 ALTON DE MACELLE AND ADMINISTRA PROCESS AND ACTION OF A SECOND PROCESS AND ACTION OF A SEC			
(執行理事以外の理事等の出席)			
第7条 執行理事以外の理事及び監事は、必要に応じて執行理事会に出席し、意見を述べるこ	第5条 執行理事以外の理事および監事は、必要に応じて執行理事会に出席し、意見を述べ		
とができる。	ることができる。		
2 執行理事会が必要と認めた者は、執行理事会に出席し、意見を述べることができる。	2 執行理事会が必要と認めた者は、執行理事会に出席し、意見を述べることができる。		
(事務局長)	(事務局長)		
第8条 事務局長は、執行理事会に出席し、意見を述べることができる。	第6条 事務局長は、執行理事会に出席し、意見を述べることができる。		
2 事務局長は、執行理事会の議案を提出することができる。	2 事務局長は、執行理事会の議案を提出することができる。		
(規程の変更)	(規程の変更)		
第9条 この規程の変更は、理事会の <u>決議</u> を経て行う。	第7条 この規程の変更は、理事会の議決を経て行う。	・"決議"に用語統一	
<u></u> 			
での放倒は、2001年5月30日から施行する。   2 2004年6月18日付の改定は、2004年6月18日から施行する。			
	2 2004年6月18日付の改定は、2004年6月18日から施行する。		
3 2013年4月1日付の改正は、2013年4月1日から施行する。			

## 3. 人事員会規程

改正案	現行	改正理由補足等
(目的)		
第1条 この規程は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター理事会内規		
第6条に基づき設置する人事委員会の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。		
(人事委員会の構成)		
第2条 人事委員会は、執行理事及び監事1名をもって構成する。		
2 前項の監事は、理事会が選定する。		
(人事委員会の権能)		
第3条 人事委員は、別に定める「理事職務権限分掌規程」別表の定めに基づき理事長、副理		
事長(代表理事)及び専務理事、常務理事(業務執行理事)が分掌する業務で、人事委員会へ付議		
すべきとされた事案につき、決裁前に合議し決裁権者は当該合議結果を尊重するものとする。		
2 人事委員会は、前項の合議の内容につき、その審議状況を適宜、理事会に報告しなければ		
<u> </u>		
(人事委員会の開催等)		
第4条 人事委員会は、必要に応じ開催するものとする。		
2 理事長は、人事委員会を招集する。		
3 人事委員会を開催するには、人事委員会の構成員及び事務局長に対し、事前に書面、電子	【新設】	<ul><li>運営の目明確化</li></ul>
メールその他適切な手段で通知しなければならない。	VIVIBA.	た日かりが配口
4 人事委員会の議長は、理事長が務める。但し、理事長に差し支えあるときは出席の執行理		
事である人事委員から互選するものとする。		
(決議)		
第5条 人事委員会の議事は、出席した人事委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議		
長の決するところによる。		
(事務局長)		
第6条 事務局長は、人事委員会に出席し、意見を述べることができる。		
2 事務局長は、人事委員会の議案を提出することができる。		
(International)		
(規程の変更)		
第7条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。		
Milled to a letter of the second for		
<u>附則</u> この規程は、2013年4月1日から施行する。		
l la companya di managantan di managantan di managantan di managantan di managantan di managantan di managanta		

## 4. 評議委員会規程

改正案	現行	改正理由補足等	
(目的)	(目的)		
第1条 この規程は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター理事会	第1条この規程は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下		
内規第8条に基づき設置する評議委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とす	「JPNIC」という)理事会内規第11条に基づき設置する評議委員会の運営に関し必要な事	<ul><li>法人名称の変更</li></ul>	
5.	項を定めることを目的とする。JPNIC 理事会内規において定義されている用語は、この規	・参照条文の変更	
	程に別段の定義がある場合を除き、この規程においてもJPNIC理事会内規所定の意味を有		
	する。		
	(評議委員会の設置)		
[削除]	第2条 評議委員会はインターネットの発展という観点から JPNIC の事業に関し理事会に	・理事会内規第8条	
	提言することを目的として設置される。		
(評議委員会の提言の効力)	(評議委員会の提言の効力)		
第2条 評議委員会の提言は、理事会に対する勧告的意見として効力を有し、理事会は、最大	第3条 評議委員会の提言は、理事会に対する勧告的意見として効力を有し、理事会は、最		
限提言の趣旨を尊重しなければならない。	大限提言の趣旨を尊重しなければならない。		
(評議委員の委嘱)	(評議委員の委嘱) 第1条シャロ(サナッカウ) 理事人の性なったカナックロ(サット) の地域に		
第3条 理事会は、必要と考える団体を決定し、理事会の指名又はその団体からの推薦に基づ	第4条 理事会は、必要と考える団体を決定し、理事会の指名またはその団体からの推薦に		
き、評議委員の委嘱を行う。	基づき、評議委員の委嘱を行う。		
2 理事会は、必要に応じ有識者等の個人に、評議委員の委嘱を行うことができる。	2 理事会は、必要に応じ有識者等の個人に、評議委員の委嘱を行うことができる。		
(委員長)	(委員長)		
第4条 評議委員会の委員長は、評議委員の互選により定める。	第5条 評議委員会の委員長は、評議委員の互選により定める。		
2 評議委員会の議長は、委員長がつとめる。	2 評議委員会の議長は、委員長がつとめる。		
(副委員長)	<b>副委員長</b> )		
<u>第5条</u> 評議委員会は、必要に応じて、副委員長をおくことができる。	第6条 評議委員会は、必要に応じて、副委員長をおくことができる。		
2 副委員長は、評議委員の互選により定める。	2 副委員長は、評議委員の互選により定める。		
3 委員長が、職務を行うことができない場合、副委員長がその職務を代行する。	3 委員長が、職務を行うことができない場合、副委員長がその職務を代行する。		
(評議委員会構成員以外の者の出席)	(評議委員会構成員以外の者の出席)		
<u>第6条</u> 評議委員会が必要と認めた者は、評議委員会に出席し、意見を述べることができる。	第7条 評議委員会が必要と認めた者は、評議委員会に出席し、意見を述べることができる。		
(任期)	(任期)		
第7条 評議委員の任期は、委嘱された事業年度の最終日までとする。	第8条 評議委員の任期は、委嘱された事業年度の最終日までとする。		
<u>第7末</u> 計議安員の圧別は、安備で40に事業中度の取除日ましてする。	<b>第0</b> 末 計載安貝の圧剤は、安隅で40℃事業中度の取削日ましたする。		
(評議委員会の開催)	(評議委員会の開催)		
<u>第8条</u> 評議委員会は、年2回以上開催する。	第9条 評議委員会は、年2回以上開催する。		
2 評議委員会は、委員長が招集する。但し、評議委員の5分の1以上から評議委員会開催の	2 評議委員会は、委員長が招集する。但し、評議委員の5分の1以上から評議委員会開催		
要請があった場合には、委員長はその適否を判断し、必要と考える場合は、評議委員会を招	の要請があった場合には、委員長はその適否を判断し、必要と考える場合は、評議委員会を		
集する。	招集する。		
(定足数)	(定足数)		
第9条 評議委員会は、評議委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができな	第10条 評議委員会は、評議委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことがで		
ν <sub>δ</sub>	きない。		
(決議)	議決		
第10条 評議委員会の議事は、出席した評議委員の過半数をもって決し、可否同数のときは	第 11 条 評議委員会の議事は、出席した評議委員の過半数をもって決し、可否同数のとき		
議長の決するところによる。	は議長の決するところによる。		
2 評議委員会は、定められたメーリングリスト宛ての電子メールによって決議を行うことが	2 評議委員会は、定められたメーリングリスト宛ての電子メールによって議決を行うこと		
<u></u> できる。	ができる。	・"決議"に用語統一	
3 評議委員会が、電子メールによる決議を行う場合、その決議方法は、議長が、投票期間及	3 評議委員会が、電子メールによる議決を行う場合、その議決方法は、 議長が、投票期間	-	
び議事を明示したうえで、電子メールによる投票開始宣言を行い、評議委員の過半数の賛成	および議事を明示したうえで、電子メールによる投票開始宣言を行い、評議委員の過半数の		
をもって決する方法による。電子メールによる決議を行う場合、投票期間中に過半数に達し	賛成をもって決する方法による。電子メールによる議決を行う場合、投票期間中に過半数に		
ない議案は廃案となる。	達しない議案は廃案となる。		
(公開の原則)	(公開の原則)		
第11条 評議委員会は、公開することにより当事者または第三者の権利、利益や公共の利益	第 12 条 評議委員会は、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益		
<u>第11米</u> 計画を負去は、公用することにより当争自または第三百の権利、利益で公共の利益 を害するおそれがある場合その他委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公	第 12 末 計議委員会は、公開することにより当事日Xは第三日の権利、利益で公共の利益 を害するおそれがある場合その他委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公		
を青り のわてれいかのの場合でいた受賞技が好公開とり ることを必要と診めに場合を除さ、公開する。	を苦りのわて4いかのの場合でりが世発貝文ががが出用とりのことを必要と認めた場合を除さ、公開する。		
用する。 (規程の変更)	翔する。  (規程の変更)		
		・"決議"に用語統一	
第12条 この規程の変更は、理事会の <u>決議</u> を経て行う。	第13条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。		
附則	附則		
1 この規程は、2001年5月30日から施行する。	1 この規程は、2001年5月30日から施行する。		
2 2002年5月23日付の改定は、2002年5月23日から施行する。	2 2002年5月23日付の改定は、2002年5月23日から施行する。		
3 2004年6月18日付の改定は、2004年6月18日から施行する。	3 2004年6月18日付の改定は、2004年6月18日から施行する。		
4 2013年4月1日付の改正は、2013年4月1日から施行する。			

### 5. 検討委員会規程

改正案	現行	改正理由補足等
(目的)	(目的)	-
第1条 この規程は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター理事会内規	第1条 この規程は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (以下	
第 10 条の規定に基づき設置する検討委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的	「JPNIC」という)理事会内規第13条第1項の規定に基づき設置する検討委員会の運営に	<ul><li>法人名称の変更</li></ul>
とする。	関して必要な事項を定めることを目的とする。JPNIC理事会内規において定義されている	・参照条文の変更
۵ با ی و		- 参照未入の友文
	用語は、この規程に別段の定義がある場合を除き、この規程においてもJPNIC理事会内規	
	所定の意味を有する。	
	(検討委員会の設置)	
Foldma N	第2条 各検討委員会は、JPNIC理事会内規第10条第3項および第14条第1項に基づき、	
【削除】	分野担当理事の提案により理事会の承認を経て、事業活動の充実及び活発化を目的として設	・理事会内規第10条
	置される。	
(設置の手続き)		
第2条 検討委員会を設置するには、別に定める「理事職務権限分掌規程」別表の定めに基づ	[新設]	<ul><li>設置手続き明確化</li></ul>
き当該業務を分掌された専務理事、常務理事が、設置の目的、検討事項(チャーター)、委員長、	IA√IB×I	
期間、運営方法等を理事会に諮り、承認を得るものとする。		
(委員長)	(委員長)	
第3条 検討委員会の委員長は、理事会において選任する。	第3条 各検討委員会の委員長は、理事会において選任する。	
2 当該検討委員会を設置する <u>第2条に定める専務理事、常務理事</u> は、その委員長を兼任する	2 当該検討委員会を設置する分野担当理事は、その委員長を兼任することができない。た	
ことができない。ただし、理事会がやむを得ない事情により特に認めた場合は、この限りで	だし、理事会がやむを得ない事情により特に認めた場合は、の限りではない。	
はない。		
3 検討委員会の委員長は他の検討委員会の委員長を兼任することができない。	3 検討委員会の委員長は他の検討委員会の委員長を兼任することができない。	
4 委員長は、理事会から検討状況等の報告を請求された場合は、検討状況等を報告しなけれ	4 委員長は、理事会から検討状況等の報告を請求された場合は、検討状況等を	
ばならない。	報告しなければならない。	
5 会議の議長は、委員長がつとめる。	5 会議の議長は、委員長がつとめる。	
(検討委員会のメンバー)	(検討・委員会のメンバー)	
第4条 理事会は、第2条に定める専務理事、常務理事が推薦する者の中から検討委員会のメ	第4条 理事会は、各検討委員会の委員長および当該検討委員会を設置する分野	
ンバーを選任する。	担当理事が連名で推薦する者の中から各検討委員会のメンバーを選任する。	・職務権限の明確化
2 検討委員会のメンバーは、複数の検討委員会のメンバーを兼任することができる。	各検討委員会のメンバーは、複数の検討委員会のメンバーを兼任することができる。	
(副委員長)	(副委員長)	
第5条 検討委員会に、必要に応じて、副委員長をおくことができる。	第5条 各検討委員会に、必要に応じて、副委員長をおくことができる。	
2 副委員長は、委員長の意見を聴取した上で、検討委員会のメンバーの中から第2条に定め	2 副委員長は、委員長の意見を聴取した上で、検討委員会のメンバーの中から当該検討	<ul><li>職務権限の明確化</li></ul>
る	4 副接負民は、委員民の思元を総成したこと、(機能)委員会のアンバーの干がでいる。 委員会を設置する分野担当理事が選任する。	・相対分作的なシアウル底口
3 委員長が、職務を行うことができない場合、副委員長がその職務を代行する。	3 委員長が、職務を行うことができない場合、副委員長がその職務を代行する。	
(検討委員会の開催)	(検討委員会の開催)	
	第6条 検討委員会のチャーターの作成は、当該検討委員会を開催する分野担当理事が行う。	・設立時の承認内容
第6条検討委員会の開催は理事会が承認した運営方法に基づき開催する。		第2条
2 検討委員の招集は、委員長が行なう。	2 検討委員の招集は、委員長が行なう。	
(定足数)	(定足数)	
第7条 検討委員会は、検討委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができな	第7条 検討委員会は、検討委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができ	
(V <sub>0</sub>	ない。 	
(決議)	(議決)	
第8条 検討委員会の議事は、出席した検討委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議	第8条 検討委員会の議事は、出席した検討委員の過半数をもって決し、可否同数のとき	
長の決するところによる。	は議長の決するところによる。	
2 検討委員会は、定められたメーリングリスト宛ての電子メールによって決議を行うことが	2 検討委員会は、定められたメーリングリスト宛ての電子メールによって議決を行うこと	
できる。	ができる。	・"決議"に用語統一
3 検討委員会が、電子メールによる決議を行う場合、その決議方法は、議長が、投票期間及	3 検討委員会が、電子メールによる議決を行う場合、その議決方法は、議長が、投票期間	
び議事を明示したうえで、電子メールによる投票開始宣言を行い、検討委員の過半数の賛成	および議事を明示したうえで、電子メールによる投票開始宣言を行い、検討委員の過半数の	
をもって決する方法による。電子メールによる決議を行う場合、投票期間中に過半数に達し	賛成をもって決する方法による。電子メールによる議決を行う場合、投票期間中に過半数に	
なV 議案は廃案となる。	達しない、議案は廃案となる。	
	(検討委員会を設置する分野担当理事の権能および責務)	
	第9条 各検討委員会の運営に必要な予算は、各検討委員会を設置する分野担当	
【削除】	理事が管理する。	
	2 各検討委員会を設置する分野担当理事は、当該検討委員会に出席することができる。	
		i
(検討な員会のメンバー以外の者の出席)	(検索・体を目令のメンバー以外の者の出席)	
(検討委員会のメンバー以外の者の出席) 第9条 検討委員会が必要と認めた者は、検討委員会に出席し、意見を述べることができる。	(検討委員会のメンバー以外の者の出席) 第10条 検討委員会が必要と認めた者は、検討委員会に出席し、意見を述べることができる。	

(守秘義務)	(守秘義務)	
第10条 検討委員長及び検討委員会のメンバーへの就任は、所定の守秘義務に関する覚書を	第11条 各検討委員会のメンバーへの就任は、所定の守秘義務に関する覚書を締結するこ	
締結することを条件とする。	とを条件とする。	
(規定の変更)	(規定の変更)	
第11条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。	第12条 この規程の変更は、理事会の議決を経て行う。	・"決議"に用語統一
g4Hail	7/4F311	
附則	附則	
1 この規程は、2001年5月30日から施行する。	1 この規程は、2001年5月30日から施行する。	
2 2002年5月23日付の改定は、2002年5月23日から施行する。	2 2002年5月23日付の改定は、2002年5月23日から施行する。	
3 2004年6月18日付の改定は、2004年6月18日から施行する。	3 2004年6月18日付の改定は、2004年6月18日から施行する。	
4 2005年6月17日付の改定は、2005年6月17日から施行する。	4 2005年6月17日付の改定は、2005年6月17日から施行する。	
6 2013年4月1日付の改正は、2013年4月1日から施行する。		

# 6. 謝金に関する規程

改正案	現行	改正理由補足等
(目的)	(目的)	
第1条この規程は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下	``「``"	・法人名称の変更
「JPNIC」という)の役員及び職員以外の者に支払う謝金について必要な事項を定めること	「JPNIC」という)の役員および職員以外の者に支払う謝金について必要な事項を定める	・"及び"に用語統一
を目的とする。	ことを目的とする。	
(謝金対象者)	(謝金対象者)	
第2条第3条第1項各号に定める会議の構成員であって、役員及び職員以外の者は、この規	第2条第3条第1項各号に定める会議の構成員であって、役員および職員以外の者は、こ	( <del></del>
   程による会議出席謝金対象者(以下「会議出席謝金対象者」という)とする。	   の規程による会議出席謝金対象者(以下「会議出席謝金対象者」という)とする。	・"及び"に用語統一
2 理事会は、必要に応じて、前項以外の者を、会議出席謝金対象者に加えることができる。	2 理事会は、必要に応じて、前項以外の者を、会議出席謝金対象者に加えることができる。	
	(会議出席謝金の対象会議)	
   第3条 会議出席謝金の対象となる会議 (以下 「謝金対象会議」 という) は、次のものとする。	   第3条 会議出席謝金の対象となる会議(以下「謝金対象会議」という)は、次のものとする。	
(1) 理事会	(1) 理事会	
(2) 執行理事会・人事委員会	(2) 執行理事会・人事委員会	
(3) 評議委員会	(3) 評議委員会	7 1266-T
(4) 検討委員会	(4) 検討委員会	・タイポ修正
(5) 資産運用委員会	(4) 資産運用委員会	
2理事長、副理事長、専務理事及び常務理事(以下、併せて「理事長等」という)は、別に定め	2 執行理事会は、JPNICの業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断した会議(国	
る「理事職務権限分掌規程」の定めるところにより、JPNICの業務の遂行にとって必要もし	内外を問わない) を謝金対象会議とすることができる。	
くは有益であると判断した会議(国内外を問わない)を謝金対象会議とすることができる。		
(会議出席謝金)	(会議出席謝金)	
第4条 会議謝金対象者が謝金対象会議に出席した場合は、対価として謝金(以下「会議出席	第4条 会議謝金対象者が謝金対象会議に出席した場合は、対価として謝金(以下「会議出	
謝金」という)を支払うものとする。	席謝金」という)を支払うものとする。	
(原稿執筆謝金)	(原稿執筆謝金)	
第5条 JPNIC の運営及び活動に必要な原稿を執筆した者には、対価として謝金(以下「原	第5条 JPNIC の運営および活動に必要な原稿を執筆した者には、対価として謝金(以下	
稿執筆謝金」という)を支払うことができる。	「原稿執筆謝金」という)を支払うことができる。	
(会議出席謝金の単価)	(会議出席謝金の単価)	
第6条 会議出席謝金の単価は次のとおりとする。ただし理事長等は、別に定める「理事職務	第6条 会議出席謝金の単価は次のとおりとする。ただし執行理事会は一会議あ	
権限分掌規程」の定めるところにより、一会議あたりの会議出席謝金支給額の上限を定める	たりの会議出席謝金支給額の上限を定めることができる。	
ことができる。		
(1) 理事会	(1) 理事会	
別表のA とする。	別表のA とする。	
(2) 執行理事会・人事委員会	(2) 執行理事会・人事委員会	
別表のAとする。	別表のAとする。	
(3) 評議委員会	(3) 評議委員会	
別表のBとする。	別表のBとする。	
(4) 検討委員会	(4) 検討委員会	
理事会が検討委員会を設置するにあたり、 <u>理事長等が、</u>	理事会が検討委員会を設置するにあたり、執行理事会において、	
その目的・内容を考慮して、検討委員会ごとに、別表のA~Eの	その目的・内容を考慮して、各検討委員会ごとに、別表のA~Eの	
うちの1つに従い定める。	うちの1つに従い定める。	
(5) 資産運用委員会	(5) 資産運用委員会	
別表のBとする。	別表のBとする。	
(6) その他、JPNIC の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると <u>理事長等</u>	(6) その他、JPNIC の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると執行	
が判断した会議(国内外を問わない)	理事会が判断した会議(国内外を問わない)	
<u>理事長等</u> が、会議の目的・内容を考慮して、会議ごとに別表の	執行理事会が、会議の目的・内容を考慮して、各会議ごとに別表	
<b>A~E</b> のうちの1つに従い定める。	のA〜Eのうちの1つに従い定める。	
2 会議出席謝金は、会議開催時間15分を単位として支給し、会議開催時間に15分未満の端	2 会議出席謝金は、会議開催時間 15 分を単位として支給し、会議開催時間に 15	
数が生じたときは、15分に切り上げて処理するものとする。	分末満の端数が生じたときは、15分に切り上げて処理するものとする。	
(原稿執筆謝金の単価)	(原稿執筆謝金の単価)	
第7条 原稿執筆謝金の単価は、原稿の文字数を400字詰に換算して、400字詰当たり2,500	第7条 原稿執筆謝金の単価は、原稿の文字数を400字語に換算して、400字詰当たり2,500	
円とする。なお、400字末満の端数が生じたときは、400字に切り上げて処理するものとす	円とする。なお、400字末満の端数が生じたときは、400字に切り上げて処理するものとす	
<u>ځ</u>	S <sub>0</sub>	
附則	附則	
1 この規程は、1997年3月31日に遡って適用する。	1 この規程は、1997年3月31日に遡って適用する。	
2 この規程の改定は、2002年5月23日から施行する。	2 この規程の改定は、2002年5月23日から施行する。	
32004年6月18日付の改定は、2004年6月18日から施行する。	32004年6月18日付の改定は、2004年6月18日から施行する。	
42013年4月1日付の改正は、2013年4月1日から施行する。		
別表会議出席謝金の単価表	別表 会議出席謝金の単価表	
1 時間単価	1 時間単価	
A 8,500 円	A 8,500 円	

В	7,500 円	В	7,500 円	
C	5,000 円	С	5,000 円	
D	3,000 円	D	3,000 円	
Е	0円	E	0円	